ＩＰＡＺに対して、各協定債権の元本額（公庫については前記（４）に基づく免除の直前の金額をいい、ＣＨＥＭＩＰＡＺについては前記（４）に基づく免除の直前の合算後劣後化対象債権をいう。）の割合に応じて按分して弁済する。）。この場合、前記（４）に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以　上

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続開始

令和８年（ミ）第８号
北海道北斗市萩野３５番地４
更生会社　八潮運輸株式会社
代表者代表取締役　小滝博一
１　決定年月日時　令和８年１０月１日午前９時
２　主文　八潮運輸株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　三枝知央
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年１１月２日
６　更生債権等の一般調査期間　令和９年２月８日から令和９年２月１５日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和９年２月２２日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和９年３月１日

東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における破産法による保全管理命令

令和８年（ミ）第２号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
１　主文　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第１号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
１　主文　株式会社絆ホールディングスについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番１８号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第３号
大阪市中央区内本町１丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社レーヴ
１　主文　株式会社レーヴについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社リベラーラ
１　主文　株式会社リベラーラについて保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における破産法による包括的禁止命令

令和８年（ミ）第２号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第1号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第３号
大阪市中央区内本町１丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社レーヴ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号
大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社リベラーラ
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
令和８年10月１日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

令和７年（再）第３４号
東京都港区芝二丁目１番３０号
再生債務者　中央建設株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。
令和8年9月30日

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

令和４年（再）第１号
徳島県徳島市南前川町２丁目２９番地の４
再生債務者　岡崎　誠司
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
令和８年９月３０日　徳島地方裁判所民事部

令和７年（再）第７号
名古屋市守山区喜多山南８番２２号
再生債務者　秋山　　隆
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
令和8年9月30日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１５号
千葉県旭市江ケ崎1611番地33
再生債務者　宮元　勝晴
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月22日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月５日から令和８年11月19日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係